

## 第12次鳥獣保護管理事業計画（変更）の概要

### 1 変更の趣旨

平成29年9月に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）が改正され、オオタカが国内希少野生動植物種の指定を解除されたことから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）が改正され、これに併せて、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成28年環境省告示第100号。以下「基本指針」という。）の一部変更が行われたことから、県が策定している「第12次鳥獣保護管理事業計画」に、オオタカの捕獲許可や販売禁止鳥獣等の販売許可に係る記述を追加するもの。

※鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針に即して、県が定めることとされている。

### 2 主な変更内容

項目	内容
保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方（第四2(4)）	<ul style="list-style-type: none"><li>● オオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。</li><li>● ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。</li><li>● なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。</li></ul>
販売禁止鳥獣等の販売許可の条件（第四4-4(2)）	<ul style="list-style-type: none"><li>● オオタカの販売許可証を交付する場合の条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。</li></ul>

### 3 変更年月日

平成30年4月1日